

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、香川県収用委員会事務局において保管してあるので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により公告する。

平成22年7月23日

香 川 県 収 用 委 員 会

1 書面の種類

平成22年7月20日付け権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき者の氏名及び住所

不明。ただし、次に掲げる土地に存する立竹木及び当該土地に枝が伸びた立竹木の所有者

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山甲182番6

香川県小豆郡小豆島町神懸通字片山甲182番4

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2456番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2461番

香川県小豆郡小豆島町神懸通字柴中甲1828番2

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2556番7

香川県小豆郡小豆島町神懸通字荒神甲2556番6

香川県小豆郡小豆島町神懸通字仲休甲2266番

3 書面の受領等

当委員会事務局にて、送達すべき事項を記載した書面の交付を受けること。

受領しないときは、平成22年8月13日をもって送達があったものとみなされる。